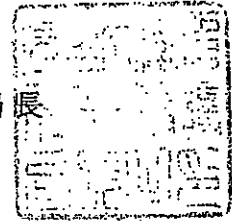


社援発第0215011号
平成19年2月15日

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

厚生労働省社会・援護局長



「社会福祉施設等施設整備費補助金の繰越による事業内容の
変更申請手続きについて」の一部改正について

標記については、平成17年10月5日社援発第1005018号厚生労働省社会・援護局長通知「社会福祉施設等施設整備費（解体撤去工事費・仮設施設整備工事費）負担（補助）金に係る財産処分の取扱いについて」により行われているところであるが、今般、同通知の一部を別紙新旧対照表のとおり改正し、平成18年4月1日から適用することとしたので、貴管内社会福祉法人等に対する周知につき配慮願いたい。

あて報告すること。

(2) 変更申請書の様式及び提出時期

財務省財務局長より当該国庫補助金の歳出予算に係る翌年度への繰越の承認があったときは、別紙の様式による変更申請書を当該繰越承認通知を受理した日から10日以内又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに地方厚生(支)局長に提出するものとする。

(3) 変更申請書提出後の報告

繰越額確定計算書を財務省財務局長あて送付したときは、速やかにその写しを添えて当該事業の地方厚生(支)局所管課長あて報告すること。

3 その他の留意事項

(1) 明許繰越しの必要が生じたときは、財政法(昭和22年法律第34号)第43条及びその他の法令に基づき、国庫補助金の歳出予算繰越手続きを財務省財務局との緊密な連絡のもとに、円滑に進めることとする。

(2) 前年度から繰越整備事業について、特別な事情により、更に繰越しが必要となると認められたときは、速やかに地方厚生(支)局長に報告してその指示を受けなければならないものとする。

(支)局所管課長あて報告すること。

(2) 変更申請書の様式及び提出時期

財務省財務局長より当該国庫負担(補助)金の歳出予算に係る翌年度への繰越の承認があったときは、別紙の様式による変更申請書を当該繰越承認通知を受理した日から10日以内又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに地方厚生(支)局長に提出するものとする。

(3) 変更申請書提出後の報告

繰越額確定計算書を財務省財務局長あて送付したときは、速やかにその写しを添えて当該事業の地方厚生(支)局所管課長あて報告すること。

3 その他の留意事項

(1) 明許繰越しの必要が生じたときは、財政法(昭和22年法律第34号)第43条及びその他の法令に基づき、国庫負担(補助)金の歳出予算繰越手続きを財務省財務局との緊密な連絡のもとに、円滑に進めることとする。

(2) 前年度から繰越整備事業について、特別な事情により、更に繰越しが必要となると認められたときは、速やかに地方厚生(支)局長に報告してその指示を受けなければならないものとする。

平成 年 月 日
番

〇〇厚生(支)局長 殿

都道府県知事
指定都市市長
中核都市市長
市町村長

平成 年度社会福祉施設等施設整備費負担(補助)金に係る
事業の事業内容変更承認申請について

平成 年 月 日 第 号で交付決定を受けた平成 年度社会福祉施設整備事
業については、極力、事業の進捗を図っているところであるが、年度内に事業完了が困難となっ
たので、次のとおり事業内容の変更を承認願いたく申請する。

平成 年 月 日
番

〇〇厚生(支)局長 殿

都道府県知事
指定都市市長
中核都市市長
市町村長

平成 年度社会福祉施設等施設整備費補助金に係る
事業の事業内容変更承認申請について

平成 年 月 日 第 号で交付決定を受けた平成 年度社会福祉施設整備事
業については、極力、事業の進捗を図っているところであるが、年度内に事業完了が困難となっ
たので、次のとおり事業内容の変更を承認願いたく申請する。